

佐倉市と明治安田生命保険相互会社との 包括連携協定書

佐倉市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 協定は、甲と乙が、緊密な相互連携及び協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、佐倉市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 安心・安全なまちづくりに関すること。
- (3) 教育・文化・スポーツに関すること。
- (4) 環境保全・美化活動に関すること。
- (5) 産業・観光振興及び地域経済の支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協定の目的を達成するために必要なこと。

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について、連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項の規定により連携して取り組むこととした事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、今後の推進方法等に関し、隨時協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び更新）

第3条 協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による協定の終了の申出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も、同様とする。

（協定の変更及び解約）

第4条 協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、協定を変更し、又は解約ができるものとする。

2 甲乙のいずれかが協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより協定を解約ができるものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲と乙は、協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐倉市個人情報保護条例（平成17年佐倉市条例第3号）に従い、適正に管理しなければならない。

（その他）

第6条 協定に定めのない事項又は協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年1月21日

千葉県佐倉市海隣寺町97

佐倉市

市長

西田斗五

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

明治安田生命保険相互会社

理事 千葉本部長

金山 義文